平成２３年（フ）第３４５４号
横浜市港北区樽町１丁目10番11号　シティ横浜105
債務者　佐藤　　寿
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６８号
横浜市保土ケ谷区仏向町205番地　ルナパレス101号
債務者　一ノ宮久栄
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７７号
横浜市港南区日野南５丁目51番14号
債務者　小川　洋二
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８０８号
静岡市葵区羽鳥３丁目５番12―101号、旧住所静岡市葵区富厚里1895番地の１
債務者　松下　輝代
1　決定年月日時　平成24年１月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月21日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第８号
栃木県さくら市柿木澤152番地18、前住所栃木県さくら市北草川１丁目２番地４　堀江方
債務者　髙橋　弘樹
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月２日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第１０号
栃木県宇都宮市西川田本町２丁目２番８号　横田ハイツ201号、前住所栃木県宇都宮市野沢町594番地７
債務者　青山　吉勝
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月24日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第３号
栃木県栃木市大平町真弓1563番地21　グラシアスＢ201、従前の住所栃木県栃木市皆川城内町96番地
債務者　早坂　彩香（旧姓寺崎）
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月27日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２４年（フ）第２号
岡山市北区東野山町４番42号、旧住所岡山県玉野市大藪57番地１
債務者　三宅　美穂
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月19日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２号
長崎県松浦市御厨町池田免367番地２、住民票上の住所長崎県松浦市星鹿町岳崎免2480番地
債務者　松坂　　毅
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月22日午前10時
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２４年（フ）第１６号
栃木県日光市今市794番地11、前住所神奈川県横浜市保土ヶ谷区西谷町1072番地３　メゾン西谷302号
債務者　阿久津眞二
1　決定年月日時　平成24年１月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月24日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第１８号
栃木県栃木市岩出町46番地２、前住所栃木県栃木市神田町９番10号
債務者　関口　正己
1　決定年月日時　平成24年１月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月２日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第１９号
栃木県栃木市岩出町46番地２、前住所栃木県栃木市神田町９番10号
債務者　関口　仁子
1　決定年月日時　平成24年１月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月２日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第７７２号
岡山県赤磐市仁堀中745番地　仁堀団地１Ｃ―506号
債務者　角野　　守
1　決定年月日時　平成24年１月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月13日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７７３号
岡山県赤磐市仁堀中745番地　仁堀団地１Ｃ―506号
債務者　角野みち子
1　決定年月日時　平成24年１月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月13日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７８０号
岡山県玉野市玉１丁目１番11号
債務者　芝草　隆博
1　決定年月日時　平成24年１月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月６日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部